

けんこうシツプさせぼ21 【見直し版】



けんこうシツプさせぼ21のシンボルマーク

平成22年12月
佐世保市

目 次

第1章 「けんこうシップさせぼ2 1」の概要

1 「けんこうシップさせぼ2 1」とは	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の位置づけ	1
（3）計画期間	1
（4）基本方針	1
2 けんこうシップさせぼ2 1 推進会議	2
3 「けんこうシップさせぼ2 1」の中間評価	2

第2章 「けんこうシップさせぼ2 1」の見直し

1 見直しの考え方	3
2 見直しの背景	3
（1）国の状況	3
（2）県の状況	4
（3）本市の状況	5
3 見直し内容	7
（1）計画期間の延長	7
（2）目標項目等の変更	7

第3章 今後の重点的取り組み

1	代表目標項目の選定	1 1
2	生活習慣病の予防	1 2
3	地域と職域の連携	1 4
4	情報発信力の強化	1 5
5	今後の推進体制	1 5

資料編

1	「けんこうシップさせぼ2 1」目標値一覧表	1 6
2	代表目標項目に関連する行政の具体的取り組み	2 0
3	けんこうシップさせぼ2 1 推進会議設置要綱	3 4
4	けんこうシップさせぼ2 1 推進会議 委員名簿	3 5

第1章

「けんこうシップさせぼ21」の概要

1 「けんこうシップさせぼ21」とは

(1) 計画策定の趣旨

国の「健康日本21^{※1}」の地方計画として、市民が毎日を健やかに暮らし、心身ともに健康で長生きできるようにとの願いを込め、平成14年3月に策定しました。

※1 健康日本21・・・国では、すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現に向けて、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を平成12年3月に策定し、国民自身はもちろん、様々な実施主体の連携により、社会全体が個人の主体的な健康づくりを支援する取り組みが始まった。また、「健康日本21」を支える法的基盤として、平成15年5月に「健康増進法」が施行された。さらに平成19年4月の中間評価報告では、生活習慣病対策を充実強化していくためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入するとともに、医療費適正化計画との整合性を図るため、平成22年度を最終年度としていた運動期間が同24年度まで延長された。

(2) 計画の位置づけ

健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけています。

(3) 計画期間

平成14年度から同23年度まで（平成18年度に中間評価を実施）

(4) 基本方針

本計画における健康づくりは、一人ひとりの健康観に基づき、自らの生活習慣の改善とそれに必要な環境整備を社会全体でおこなうことにより、実り豊かな健康都市の実現を図ることを目指しています。

計画は次の8分野に分け、分野ごとに数値目標を設定し推進しています。

◆「けんこうシッブさせぼ21」の8分野

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 栄養・食生活 | ⑤ アルコール |
| ② 身体活動・運動 | ⑥ たばこ |
| ③ 休養・こころの健康づくり | ⑦ 歯の健康づくり |
| ④ 健康づくりのための環境整備 | ⑧ 疾病予防 |

2 けんこうシッブさせぼ21 推進会議

本計画は、市民の参画により策定しました。計画の推進・評価等についても、市民を交えた協議会などを設置し、地域、学校、保健・医療・福祉など関係団体等との協議をおこないながら、市民の健康づくり行動を支えていくこととしていることから、平成14年12月に本推進会議を設置しました。

◆推進会議の役割

- ◎「けんこうシッブさせぼ21」の推進を図るための具体的な計画の立案
- ◎「けんこうシッブさせぼ21」の進捗状況に対する管理
- ◎その他「けんこうシッブさせぼ21」の推進

3 「けんこうシッブさせぼ21」の中間評価

平成18年度に、「佐世保市民の健康に関する実態調査」および「思春期の子どもについてのアンケート調査」を実施し、そのアンケート結果やその他のデータを、計画策定時の数値と比較し評価をおこないました。57項目の調査をおこなった結果、同じ分野の中でも、改善している項目がある一方で悪化している項目もありました。中間目標値を達成した項目は、9項目（A評価およびB評価）でした。

◎中間評価の結果

評価	基準	項目数	割合
A	中間評価時点で最終目標値を超えたもの	2項目	3.5%
B	中間評価時点で中間目標値を超えたもの	7項目	12.3%
C	改善したが中間目標値に達していないもの	29項目	50.9%
D	変化なしもしくは策定時より数値が悪くなったもの	19項目	33.3%
合計		57項目	100.0%
—	未調査・測定不可	4項目	

第2章

「けんこうシップさせぼ21」の見直し

1 見直しの考え方

平成14年度以降、本計画を推進してきましたが、国の医療制度改革をはじめとする保健・医療や健康増進に関する制度改革、法律の整備が相次いで進められたことから、一部見直しをおこなう必要が生じました。

今回の計画見直しにあたっては、新たに始まった健康増進施策などを追加するとともに、見直しがおこなわれた「健康日本21」や「健康ながさき21」の内容を踏まえ、計画の一部を見直すこととしました。

2 見直しの背景

(1) 国の状況

ア 医療制度改革（大綱：平成17年12月策定、関連法案：同18年6月成立）

予防の重視や医療費適正化を基本的な考え方としており、予防の重視としては、生活習慣病の予防を国民運動として展開すること、健診・保健指導実施率等の目標設定、がん予防の推進などが示されました。

また、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、平成20年4月に施行されました。その中では、高齢者の適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化、保険者による健康診査、後期高齢者医療制度の創設などについて定められています。

イ 食育基本法の制定（平成17年7月施行）

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的に制定されました。平成18年3月には、「食育推進基本計画」が策定され、数値目標が設定されました。

ウ がん対策基本法の制定（平成19年4月施行）

がんが国民の生命および健康にとって重大な問題となっていることから、がん対策の一層の充実を図り、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため施行

されました。国を挙げてがん対策に取り組むこととなり、平成19年6月には、「がん対策推進基本計画」が策定されました。

同計画では、がん検診の受診率について5年以内に50%以上とすることを目標としています。

エ 健康日本21の改正（平成19年4月中間評価、同20年4月施行）

健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の一部改正および平成19年4月に取りまとめられた「健康日本21中間評価報告書」を踏まえ、「健康日本21」が改正されました。

これにより、メタボリックシンドローム^{※2}に関する目標値などが追加され、運動期間も平成22年度から同24年度に2年間延長されました。平成22年度から最終評価をおこない、その評価を平成25年度以降の運動の推進に反映させることとしています。

※2 メタボリックシンドローム・・・内臓脂肪症候群。高血圧、糖尿病、脂質異常症など、内臓脂肪が原因で起こる個々の症状が重なった状態。1つ1つの症状は軽くても、複数重なるほど動脈硬化の進展が促進され、虚血性心疾患や脳血管疾患等の重大な病気に進行する可能性が高くなる。

（2）県の状況

ア 健康ながさき21の見直し（平成18年3月中間評価、同20年3月策定）

「健康ながさき21」は、平成13年度から10か年計画として策定されましたが、医療制度改革に伴い策定された「長崎県医療費適正化計画」などとの整合性を図るため、計画期間を延長し、メタボリックシンドローム対策を中心とした生活習慣病対策の強化等をおこなうこととなり、メタボリックシンドロームに関する目標値などが追加されました。平成22年度から最終評価をおこない、最終年度を平成24年度としています。その評価は平成25年度以降の健康づくりの推進に反映されることとなっています。

イ 長崎県食育推進計画（平成18年10月策定）

県内における食育推進のための各種施策を掲げ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、食育を県民運動として連携・協力して取り組むために策定されました。計画期間は平成18年度から同22年度までの5か年です。

ウ 長崎県がん対策推進計画（平成20年3月策定）

国の「がん対策推進基本計画」に掲げられている、がんによる死亡者の減少、がん患者およびその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上に加え、離島

地域におけるがん診療の質の向上を目標とし、がん医療、相談支援、がん登録、予防、早期発見の取り組みを総合的かつ計画的に実施するために策定されました。

同計画では、がん検診の受診率について5年以内に50%以上とすることを目標としています。計画期間は平成20年度から同24年度までの5か年です。

(3) 本市の状況

ア 佐世保市食育推進計画（平成18年12月策定）

国では、平成17年7月に「食育基本法」、平成18年3月には、「食育推進基本計画」が策定されました。このことを受け、本市においても、食をめぐるさまざまな課題の解決に向け、食育を計画的に推進するため、「佐世保市食育推進計画」を策定しました。計画期間は平成18年度から同22年度までの5か年です。

イ 特定健康診査等実施計画（平成20年3月策定）

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、「特定健康診査等基本指針」に則して、佐世保市国民健康保険が実施する特定健康診査^{※3}および特定保健指導^{※4}を効率的かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めたもので、5年を一期とし、第1期は平成20年度から同24年度までとし、5年ごとに見直しをおこなうこととしています。

※3 特定健康診査・・・生活習慣病予防と医療費抑制を目指し、国の医療制度改革に盛り込まれたもので、各医療保険者に対して40歳から74歳までの被保険者の健診の実施を義務付けている。

※4 特定保健指導・・・特定健康診査受診者の中で、メタボリックシンドローム該当者およびその予備群に対して、生活習慣病予防のための保健指導をおこなうこと。

ウ 第6次佐世保市総合計画（平成20年3月策定）

「ひと・まち育む“キラっ都”佐世保～自然とともに市民の元気で輝くまち～」をまちづくりの将来像とし、10年間におけるまちづくりの指針とした「第6次佐世保市総合計画」を策定しました。

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成され、基本構想を平成20年度から同29年度までの10年間、基本計画を平成20年度から同24年度までの5年間としています。

重点プロジェクトの一つとして「健康ライフ応援プロジェクト」を位置づけており、「健康だと思える市民の割合」、「健康づくりに取り組む市民の割合」、「特定健康診査受診率」などについて、平成24年度までの目標値を定めています。

◎国・県・本市における状況

年度	国の状況	県の状況	本市の状況
11	・健康日本21策定		
12		・健康ながさき21策定	
13			・けんこうシップさせぼ21策定
14			
15	・健康増進法施行		
16			
17	・医療制度改革大綱策定 ・食育基本法施行	・健康ながさき21中間評価	
18		・長崎県食育推進計画	・佐世保市食育推進計画策定 ・けんこうシップさせぼ21中間評価
19	・健康日本21中間評価 ・がん対策基本法施行	・長崎県がん対策推進計画	・特定健康診査等実施計画策定 ・第6次佐世保市総合計画策定
20	・特定健診・保健指導開始 ・高齢者医療確保法施行		
21			
22	(健康日本21の当初計画の最終年度)	(健康ながさき21の当初計画の最終年度)	
23			(けんこうシップさせぼ21の当初計画の最終年度)
24	・健康日本21見直し後の最終年度	・健康ながさき21見直し後の最終年度	

3 見直し内容

(1) 計画期間の延長

健康日本21や健康ながさき21および佐世保市の他の計画（佐世保市国民健康保険特定健診等実施計画など）との整合性を図るため、計画の終期を平成23年度から同24年度（2012年度）に1年間延長します。

また、その評価を平成25年度以降の健康づくりの推進に反映させるものとします。

(2) 目標項目等の変更

○平成19年度末で基本健康診査^{※5}が廃止となり、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が始まったことから、基本健康診査受診率の目標を削除し、特定健康診査・特定保健指導の目標を追加します。

○禁煙希望者の禁煙成功率については、その数値を測定していた「断たばこ教室」が終了したため、策定当初と同様の測定をおこなうことができないことから目標を削除します。

○たばこ分野において、当初から「分煙」という言葉を使用していましたが、敷地内禁煙・建物内禁煙の施設が増加していること、効果的な受動喫煙防止対策を推進していくために、建物内禁煙以上の割合を高めていく必要があることから、「禁煙・分煙」と言い換えることにします。

○栄養・食生活分野の数値目標を一つしか設定していなかったため「佐世保市食育推進計画」との整合性をとりながら具体的な目標を追加します。

○けんこうシップさせぼ21の中間評価において、最終目標値を達成した項目については、最終目標値を上方修正します。

※5 基本健康診査・・・市が、40歳以上で、職場等で同様の健診を受ける機会がない者に対しおこなっていた健診。平成20年3月末で終了し、同年4月からは、各医療保険者が特定健康診査を実施している。

ア 削除する目標項目

(ア) 基本健康診査受診率

目標項目		策定当初	中間評価	最終評価
基本健康診査受診率	目標		13%	30% ⇒ 削除
	実績	7.6%	12.2%	
測定年		平成12年度	平成17年度	

(イ) 禁煙希望者の禁煙成功率を上げる

目標項目		策定当初	中間評価	最終評価
禁煙希望者の禁煙成功率を上げる	目標		60%	75% ⇒ 削除
	実績	50%	測定不可	
測定年		平成13年度	なし	

イ 文言の変更

(ア) たばこ分野

【変更前】分煙 ⇒ 【変更後】禁煙・分煙
禁煙・分煙に取り組んでいる施設を増やす

目標項目		策定当初	中間評価	最終評価
<u>禁煙・分煙</u> に取り組んでいる官公庁を増やす	目標		100%	100%
	実績	94.1%	66.1%	
<u>禁煙・分煙</u> に取り組んでいる宿泊施設を増やす	目標		80%	90%
	実績	61.3%	59.4%	
<u>禁煙・分煙</u> に取り組んでいるレストランを増やす	目標		35%	50%
	実績	24.5%	67.9%	
測定年		平成13年	平成18年	平成23年

ウ 新たな目標項目の追加

《医療制度改革に関するもの》

○計画上の位置づけ

【分野】疾病予防 ⇒ 【目標】年に一度健診を受ける人を増やす

(ア) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している市民の割合

目標項目		現時点	最終評価	測定方法
メタボリックシンドロームの意味を知っている市民の割合	目標		80%	食育に関するアンケート調査
	実績	36%	佐世保市食育推進計画より	
測定年		平成18年	平成22年	

(イ) 特定健康診査受診率

目標項目		現時点	最終評価	測定方法
特定健康診査受診率 (国民健康保険)	目標	30%	65% 特定健康診査等 実施計画より	佐世保市国民健康保険における特定健康診査受診率
	実績	25.6%		
測定年		平成20年度	平成24年度	

(ウ) 特定保健指導の実施率

目標項目		現段階	最終評価	測定方法
特定保健指導の実施率 (国民健康保険)	目標	25%	45% 特定健康診査等 実施計画より	佐世保市国民健康保険における特定保健指導の実施率
	実績	45.6%		
測定年		平成20年度	平成24年度	

(エ) メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

目標項目		現段階	最終評価	測定方法
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率	目標	/	10%(平成20年度比) 特定健康診査等 実施計画より	佐世保市国民健康保険におけるメタボ該当者の割合
	実績			
測定年		平成20年度	平成24年度	

《佐世保市食育推進計画に関するもの》

○計画上の位置づけ

【分野】 栄養・食生活 ⇒ 【目標】 健康的な食習慣を身につけよう

(オ) 朝食を欠食する人を減らす

目標項目		現時点	最終評価	測定方法
朝食を欠食する人を減らす(就学前)	目標	/	0% 佐世保市食育推進計画より	食育に関するアンケート調査
	実績			
測定年		平成18年	平成22年	
朝食を欠食する人を減らす(小学2年生)	目標	/	0% 佐世保市食育推進計画より	食育に関するアンケート調査
	実績			
測定年		平成17年	平成22年	

目標項目		現時点	最終評価	測定方法
朝食を欠食する人を減らす(小学5年生)	目標		0%	食育に関するアンケート調査
	実績	2.4%	佐世保市食育推進計画より	
測定年		平成17年	平成22年	
朝食を欠食する人を減らす(中学2年生)	目標		0%	食育に関するアンケート調査
	実績	4.9%	佐世保市食育推進計画より	
測定年		平成17年	平成22年	
朝食を欠食する人を減らす(成人)	目標		2%	食育に関するアンケート調査
	実績	5.6%	佐世保市食育推進計画より	
測定年		平成18年	平成22年	

エ 最終目標値に達したため、最終目標を上方修正するもの

(ア) たばこの害を知っている子どもを増やす

目標項目		策定当初	中間評価	最終評価	考え方
未成年者の禁煙標語、ポスターの応募参加校を増やす	目標		30%	50% (新) 80%	中間評価値から10ポイント上積み
	実績	20%	70.8%		
測定年		平成13年	平成18年	平成23年	

(イ) 禁煙・分煙に取り組んでいる施設を増やす

目標項目		策定当初	中間評価	最終評価	考え方
禁煙・分煙に取り組んでいるレストランを増やす	目標		35%	50% (新) 90%	宿泊施設の目標値に合わせる
	実績	24.5%	67.9%		
測定年		平成13年	平成18年	平成23年	

第3章

今後の重点的取り組み

1 代表目標項目の選定

「けんこうシップさせば21」の目標項目の中から、代表目標項目を選定し、計画の目指すところを明確にします。

また、この代表目標項目に対応する行政の取り組みを整理し、それぞれに対する実施目標を定めます。

なお、代表目標項目に選定しない目標項目については、これまでと同様に最終年度まで取り組んでいきます。

分野	代表目標項目
栄養・食生活	①朝食を欠食する人を減らす
身体活動・運動(★)	②日常的に運動していない人を減らす ③日常生活の中で、運動を(身体を動かすことを)意識している人を増やす
休養・こころの健康づくり	④十分な睡眠をとっている人を増やす
アルコール	⑤飲酒経験のある子どもをなくす
たばこ	⑥喫煙経験のある子どもをなくす ⑦禁煙・分煙に取り組んでいる官公庁を増やす
歯の健康づくり	⑧むし歯を持つ子どもを減らす ⑨1年に1回歯科健診を受ける人を増やす
疾病予防	⑩特定健康診査を受ける人を増やす ⑪がん検診を受ける人を増やす

(★)「身体活動・運動」分野における2つの代表目標項目の違い

②運動・・・ウォーキングやジョギング、球技など、余暇時間を使って身体を動かすこと。

③運動を(身体を動かすことを)意識する・・・運動のための時間を取らなくても、エレベーターを使わず階段を使ったり、掃除する際に、掃除機の代わりに雑巾がけをしたり、日常生活の中で身体を動かす意識を持つこと。

2 生活習慣病の予防

佐世保市における死因の約6割を占める悪性新生物・心疾患・脳血管疾患を減少させるため、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病の予防およびがんの予防を推進します。8分野の中から次の4分野を重点的に取り組む分野とします。

(1) 栄養・食生活

食生活は、生活の重要な一部分であり、生活習慣病の予防においても、日常的に適切な食生活を送ることが重要です。

しかし、脂質の過剰摂取や野菜類摂取不足、カルシウム不足などの栄養の偏り、朝食欠食の習慣化などの不規則な食生活などが問題となっています。

市民一人ひとりがバランスの取れた食事を意識できるよう、食事バランスガイド^{*6}などによりバランスのよい食事のとり方を普及したり、規則正しい食生活の基本となる朝ごはんの重要性を普及するなどの取り組みが必要です。また、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30^{*7}」のキャッチフレーズを活用し、噛むことの重要性についても普及していきます。

(2) 身体活動・運動

生活習慣病を予防するためには、効果のある運動を継続することが必要です。

そのため、市民の身体活動・運動に対する意識を高め、運動習慣を持つ者を増加させるとともに、これらの活動をおこなうことができる環境づくりを推進する必要があります。

自分のライフスタイルに合った運動を選択できるよう、ウォーキングをはじめ、様々な運動の普及をおこなっていきます。

また、運動をする時間がない人に対しても、日常生活の中で身体を動かす意識を高めていくことが求められます。

(3) たばこ

たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、口臭や歯周病の原因となるなど口腔の健康にも影響を及ぼします。特に、妊娠や出産、子どもに対する影響は大きいものがあります。

未成年者の喫煙については、未成年者への健康教育を充実するとともに、学校と地域が一体となって、未成年者の喫煙を見逃さない社会づくりが必要です。

未成年者以外についても、喫煙率を減少させるための環境づくりとして、また、受動喫煙による健康への影響を防ぐため、公共空間の禁煙・分煙をさらに進めていく必要があります。

さらに、乳幼児のたばこの誤飲事故を予防するため、危険性の周知を図っていくことが求められます。

(4) 疾病予防

生活習慣病の予防には、生活習慣の改善である「一次予防^{※8}」が重要であると同時に、生活習慣病およびその前兆を早期発見「二次予防^{※9}」することが重要です。そのために特定健康診査・がん検診などについて推進していきます。

個人の健診（検診）に対する意識を高めていくと同時に、市民が受診しやすい環境を整えていくことが必要です。

- ※6 食事バランスガイド・・・平成12年3月に国が策定した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、「何を」、「どれだけ」食べたらいいのか、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。平成17年に厚生労働省と農林水産省が作成した。
- ※7 嚙ミング30・・・厚生労働省の「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」において提唱された、ひとくち30回以上嚙むことを目標にした運動。
- ※8 一次予防・・・生活習慣を改善することなどにより、病気の発症を未然に防ぐこと。
- ※9 二次予防・・・病気を、健康診断などにより早期に発見し、早期に治療すること。

3 地域と職域の連携

地域保健^{※10}において住民全体に対し、市がおこなっている保健事業と、職域保健^{※11}において就業者に対し、事業者や保険者がおこなっている保健事業とは、法令によって目的・対象者・実施主体・内容等が異なっています。また、それぞれ制度間のつながりがいいことから、地域全体の健康状況が把握できないといった問題があります。

そこで「けんこうシップさせぼ21推進会議」の下部組織として位置づけた「地域・職域連携推進専門部会」を活用し、職域保健における健康課題の把握をおこなうとともに、就業者に対する保健事業の情報を共有し、就業者のニーズに応じた保健事業の実施について検討していきます。

◆地域・職域連携推進専門部会の位置づけと役割

けんこうシップさせぼ21推進会議

- (役割)・計画の推進を図るための具体的な計画の立案
- ・計画の進捗状況に対する管理
 - ・その他、計画の推進

報告



計画推進に関する調整

地域・職域連携推進専門部会

- (役割)・職域保健における健康課題の把握
- ・地域保健・職域保健間の情報交換・共有
 - ・保健事業の共同実施

※10 地域保健・・・地域において、市町村等が地域住民を対象として提供している健康管理・保健サービス。地域保健法や健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律、母子保健法などの法令を基に住民全体を対象としている。

※11 職域保健・・・就業者を対象に事業者等が実施している健康管理・保健サービス。労働基準法、労働安全衛生法などの法令を基に、就業者の安全と健康の確保のための方策の実践を事業者、就業者に課している。

4 情報発信力の強化

市がおこなっている事業や健康づくりの情報などについては、現在、広報させばおよびホームページなどにおいて情報発信をおこなっていますが、次のような課題があります。

- 健康づくりに関心が低い人に対して、興味を持ってもらえるような広報の工夫が必要。
- 分かりやすい情報提供をおこなうため、情報発信側の資質向上が求められる。
- 多くの情報を、どのようにして分かりやすく伝えるか、創意・工夫が必要。
- 必要なときに、いつでもどこでも得られる情報が求められる。

市民が自ら健康づくりに取り組めるよう、これらの課題を改善し、健康づくりに関するわかりやすい情報提供に努めていきます。そのために、今までの広報手段にプラスして、新しい広報手段を活用し、情報発信力を強化していきます。

◆情報発信の媒体

- 広報させば
- ホームページ
- ポスター掲示、チラシ回覧
- ◎民間情報誌への掲載
- ◎健康づくり情報チラシの発行
- ◎メールマガジン配信

5 今後の推進体制

市民が生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送るためには、全てのライフステージにわたって、自らの健康づくりへの取り組みと、行政をはじめ、各関係機関の支援が必要です。

そのために、保健医療団体、地域の団体、学校関係、職域関係、保険者から構成される「けんこうシップさせば21推進会議」において、関係課および関係団体間の情報交換を密にし、計画の進捗管理を的確におこなっていきます。

資料編

1	「けんこうシップさせぼ2 1」目標値一覧表・・・・・・・・・・	16
2	代表目標項目に関連する行政の具体的取り組み・・・・・・・・	20
3	けんこうシップさせぼ2 1 推進会議設置要綱・・・・・・・・・・	34
4	けんこうシップさせぼ2 1 推進会議 委員名簿・・・・・・・・	35

◆けんこうシッブさせば21 目標値一覧表

分野	代表 目標 項目	項目	策定時	中間評価				見直し内容				最終評価										
				目標値	実績値	評価	測定年	測定方法	区分	現状値	測定年	測定方法	目標値	測定年								
栄養・食生活		適切な量や必要な食品を知り、正しい食生活につなげる	知識が優先																			
	◎	朝食を欠食する子ども(就学前)を減らす																			0%	22年
	◎	朝食を欠食する子ども(小学2年生)を減らす																			0%	22年
	◎	朝食を欠食する子ども(小学5年生)を減らす																			0%	22年
	◎	朝食を欠食する子ども(中学2年生)を減らす																			0%	22年
	◎	朝食を欠食する人(成人)を減らす																			2%	22年
身体活動・運動		1週間に3日以上そろうって食事をすすめるを増やす	73.6%																		80%	18年
	◎	日常的に運動していない人を減らす	59.0%																		40%以下	18年
		ウォーキングコースを持っていない人を減らす	70.1%																		50%以下	18年
	◎	日常生活の中で、運動を(身体を動かすことを)意識しているを増やす	65.4%																		75%	18年
		スポーツやレジャーを楽しんでいるを増やす	33.1%																		45%	18年
	◎	十分な睡眠をとっているを増やす	23.3%																		38.5%	18年
休養・こころの健康づくり		自由な時間を持っていない人を減らす	4.1%																		3.1%	18年
		「こころ」の相談窓口の開設	なし																		開設	18年
		スクールカウンセラーの人員の増加	3人																		10人	18年
		環境保護に取り組んでいるを増やす	47.6%																		86.3%	18年
		他人のマナーで不快な思いをした人を減らす	91.1%																		80%	18年
	◎	飲酒(よく飲む・たまに飲む)経験のある小学5年生をなくす	7.5%																		0%	19年
アルコール	◎	飲酒(よく飲む・たまに飲む)経験のある中学2年生をなくす	22.1%																		15%	19年
	◎	飲酒(よく飲む・たまに飲む)経験のある高校2年生をなくす	38.9%																		20%	19年
		思春期の子どもについてアンケート																			4.3%	19年
	思春期の子どもについてアンケート																				13.3%	19年
	思春期の子どもについてアンケート																				31.5%	19年

分野	代表 目標 項目	項目	策定時	中間評価				見直し内容				最終評価		
				目標値	実績値	評価	測定年	測定方法	区分	現状値	測定年	測定方法	目標値	測定年
アルコール		アルコールの害を知っている小学5年生を増やす	42.9%	70%	55.9%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		アルコールの害を知っている中学2年生を増やす	55.2%	80%	73.4%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		アルコールの害を知っている高校2年生を増やす	79.0%	100%	83.1%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		未成年にお酒を飲ませない大人を増やす	70.4%	85%	76.5%	C	18年	健康に関する実態調査					100%	23年
		未成年者の飲酒を注意する保護者を増やす	68.1%	80%	74.4%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		未成年者の飲酒を注意する地域の大人を増やす	58.3%	70%	未調査	-							100%	23年
		肝機能検査を受けていない人を減らす	46.3%	30%	50.9%	D	18年	健康に関する実態調査					20%	23年
		喫煙(よく吸う・たまに吸う)経験のある小学5年生をなくす	1%	0%	1.5%	D	19年	思春期の子どもについてのアンケート					0%	23年
		喫煙(よく吸う・たまに吸う)経験のある中学2年生をなくす	3.3%	0%	2.9%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					0%	23年
		喫煙(よく吸う・たまに吸う)経験のある高校2年生をなくす	10.7%	5%	5.4%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					0%	23年
たばこ		たばこの害を知っている小学5年生を増やす	71%	100%	82.1%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		たばこの害を知っている中学2年生を増やす	86.9%	100%	92.7%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		たばこの害を知っている高校2年生を増やす	96.8%	100%	95.9%	D	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		未成年者の禁煙標語、ポスターの応募参加者を増やす	20%	30%	70.8%	A	18年	長崎県	目標・最終目標値を上方修正(50%⇒80%)				50%⇒80%	23年
		未成年者の喫煙を注意する保護者を増やす	88.7%	100%	91.3%	C	19年	思春期の子どもについてのアンケート					100%	23年
		未成年者の喫煙を注意する地域の大人を増やす	55.6%	70%	未調査	-							100%	23年
		家庭内で分煙をしていない人を減らす	25.6%	15%	27.4%	D	18年	健康に関する実態調査					0%	23年
		禁煙希望者の禁煙成功率を上げる	50%	60%	測定不可	-			削除・削除				75%	
		禁煙希望者で「禁煙外来」を知っている人を増やす	20.5%	60%	28.5%	C	18年	健康に関する実態調査					80%	23年
		禁煙支援を行う施設を増やす	3カ所	増加	19カ所	B	18年	健康づくり課					増加	23年
◎		禁煙・分煙に取り組んでいる官公庁を増やす	94.1%	100%	66.1%	D	18年	禁煙・分煙状況調査	文言	・「分煙」を「禁煙・分煙」に文言修正	100%	23年		

分野	代表 目標 項目	項目	策定時	中間評価				見直し内容				最終評価	
				目標値	実績値	評価	測定年	測定方法	測定年	測定方法	測定年	目標値	最終評価
たばこ		禁煙・分煙に取り組んでいる宿泊施設を増やす	61.3%	80%	D	18年	ダウンページに掲載されている宿泊施設を対象としたアンケート	文言	・「分煙」を「禁煙・分煙」に文言修正	23年	90%	23年	
		禁煙・分煙に取り組んでいるレストランを増やす	24.5%	35%	A	18年	ダウンページに掲載されているレストランを対象としたアンケート	文言 目標	・「分煙」を「禁煙・分煙」に文言修正 ・最終目標値を上方修正(50%⇒90%)	23年	50%⇒90%	23年	
		喫煙マナーを不快に感じる人を減らす	85.3%	50%	D	18年	健康に関する実態調査			23年	20%	23年	
		必要な歯科保健医療情報を得られる人を増やす	63.8%	80%	B	18年	健康に関する実態調査			23年	90%	23年	
		ストレスが歯周病に影響を及ぼすと思う人を増やす	62.8%	80%	D	18年	健康に関する実態調査			23年	100%	23年	
		喫煙が歯周病を悪化させるという知識を持っている人を増やす	41.0%	80%	C	18年	健康に関する実態調査			23年	100%	23年	
		歯科医院から情報提供を受ける人を増やす	11.7%	40%	C	18年	健康に関する実態調査			23年	70%	23年	
		歯科医院から歯磨き指導・情報提供を受けた人を増やす	58.8%	90%	C	18年	健康に関する実態調査			23年	100%	23年	
		◎ 1年に1回歯科健診を受ける人を増やす	25.4%	80%	D	18年	健康に関する実態調査			23年	90%	23年	
		◎ むし歯を持つ子ども(3歳児健診の結果)を減らす	47%	30%	C	17年度	子ども保健課(歯科健康診査に係る実施状況(厚労省)母子保健実績報告書(県))			23年度	20%	23年度	
歯の健康づくり		3歳までにフッ素塗布を受けた子どもを増やす	41.8%	50%	D	17年度	子ども保健課(3歳児健診問診票より)			23年度	70%	23年度	
		フッ素洗口を行う保育所・幼稚園を増やす	27%	50%	C	17年度	子ども保健課(「よい歯の優秀園表彰」調査)			23年度	70%	23年度	
		昼食後にブラッシングする小学校を増やす	90.2%	100%	C	17年度	学校教育課の調査報告より			23年度	100%	23年度	
		昼食後にブラッシングする中学校を増やす	28.5%	50%	B	17年度	学校教育課の調査報告より			23年度	100%	23年度	
		歯科講話や歯磨き指導の機会をもつ中学校を増やす	57.1%	80%	D	17年度	学校教育課の調査報告より			23年度	100%	23年度	
		フッ素洗口を行う小学校、中学校を増やす	1校	3校	D	17年度	学校教育課の調査報告より			23年度	5校	23年度	
		フッ素によるむし歯予防効果について知っている人を増やす	42.4%	80%	C	18年	健康に関する実態調査			23年	100%	23年	
		職場健診を年に1回受けている人を増やす	79.7%	85%	D	18年	健康に関する実態調査			23年	90%	23年	
		基本健康診査を受診する人を増やす	7.6%	13%	C	17年度	基本健康診査受診率		削除	23年度	30%	23年度	
		◎ メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の意味を知っている市民を増やす							新規	18年	36%	22年	
◎ 特定健康診査(佐世保市国民健康保険)受診率を上げる							新規	20年度	25.6%	24年度			

◆代表目標項目に関連する行政の具体的取り組み

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)							備考	
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標			
								22年度	23年度		24年度
1	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	ヘルシークッキング グコンテスト	簡単に作ることができる朝ごはんメニューを募集。入賞作品の試食会やテレビ配布をおこなう。	健康づくり課	全市民	応募数	300件	320件	340件	
2	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	朝ごはんポスター コンテスト	朝ごはんをテーマにしたポスターを小・中学生から募集。入賞作品により朝ごはんの啓発をおこなう。	健康づくり課	全市民	応募数	200件	210件	220件	
3	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	食生活改善推進員 養成講座	各地域で行っている食生活改善活動の趣旨に賛同し、ボランティア活動が実施できるよう、年間20時間の研修会を実施し、推進員の養成をおこなう。	健康づくり課	おおむね20～70歳代の市民	養成人数	30人	30人	30人	
4	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	健康づくり応援の 店登録店の普及	食の簡便化や外部化が進んでいる現状を踏まえ、栄養バランスや禁煙など健康に配慮した取り組みをおこなう店舗を増やすことで、健康に関する環境整備を進め、適切な食選択の実践に繋げる。	健康づくり課	全市民	登録店舗数	100店	130店	150店	
5	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	妊婦相談	母子健康手帳の交付時に、助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士が妊娠・出産・子育てに関する相談に対応する。妊娠を機に自分の食生活を見直すきっかけとしてもらう。	子ども保健課	妊婦	母子健康手帳 交付率	100%	100%	100%	

No.	分野	代表目標項目	事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標			備考
								22年度	23年度	24年度	
6	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	マタニティ学級	精神的にリラクゼーションした状態で出産を迎えられるように、妊娠・分娩・育児について情報提供をおこなう。産前産後の食事について学び、食生活を見直すきっかけとしてみよう。	子ども保健課	妊婦	参加率	60%	65%	70%	
7	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	3歳児健診	3歳児に身体および精神発達の両面から総合的な健診を実施し、適切な医療への結び付けや生活指導をおこなう。子どもの食生活に関する相談に栄養士が対応する。	子ども保健課	3歳児およびその保護者	受診率	90.5%	91%	91.5%	
8	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	1歳6か月児健診	乳児期から幼児期への移行期に身体・精神の発達発育をチェックする。食事のリズムなど、子どもの食生活に関する情報提供をおこなう。	子ども保健課	1歳6か月児およびその保護者	受診率	96%	96.5%	97%	
9	栄養・食生活	朝食を欠食する人を減らす	10か月児歯科育児相談	乳歯の萌出時期に歯科保健を中心とした情報提供をおこない、相談に対応する。離乳食など、子どもの食生活に関する情報提供をおこなう。	子ども保健課	10か月児およびその保護者	受診率	82.5%	83%	83.5%	
10	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	運動普及推進員養成講座	市内各地区で健康のための運動を実践し、普及活動をおこなうボランティアを養成する。	健康づくり課	おおむね20～64歳の市民	養成人数	60人	60人	60人	

No.	分野	代表目標項目	事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標			備考
								22年度	23年度	24年度	
11	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	運動普及推進協議会支援事業	運動普及推進員が市民への運動普及を目的におこなう自主活動や公開講座などの協議会活動を支援する。	健康づくり課	おおむね20～64歳の市民、運動普及推進員	協議会加入人数	214人(実績)	230人	250人	毎年4月1日現在の人数
								18カ所	19カ所	20カ所	
12	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	運動体験出前教室	運動の経験のない市民グループに、運動の専門家を派遣し効果的な運動を体験することで運動するきっかけづくりとする。	健康づくり課	5人以上の市民グループ	開催箇所数	5カ所	7カ所	10カ所	
13	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	健康ウォーキング大会	市が主催する市民対象のウォーキング大会を市内で開催する。	医療保険課 健康づくり課	全市民	参加者数	247人(実績)	270人	290人	
14	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	運動教室	運動の専門家が、自宅でもできる運動や、日常生活に取り入れられる動きを指導し、運動習慣のきっかけとす教室。	医療保険課 健康づくり課	20～74歳の市民	参加者数	300人	300人	300人	教室名(平成22年度) ・運動体験コース ・簡易エクササイズ教室 ・無料エンジョイスポーツ教室 ・お手紙シェイプアップ教室

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)							備考	
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度	23年度		24年度
16	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	ニュースポーツ普及講習会	体育指導委員を地域に派遣し、ニュースポーツの指導をおこなう。	スポーツ振興課	スポーツに関心のある市民、スポーツを実践する市民	参加者数	2,000人	2,000人	2,000人	
17	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	ニュースポーツフェスティバル	数種目のニュースポーツを体験すること、ニュースポーツの普及をおこなう。	スポーツ振興課	スポーツに関心のある市民、スポーツを実践する市民	参加者数	250人	250人	250人	
18	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	佐世保市民体育祭	市民スポーツの活性化と生涯スポーツの振興、競技力の向上を図るため、スポーツを愛する市民総参加のスポーツフェスティバルという位置づけのもと、毎年秋に市民体育祭を開催する。	スポーツ振興課	幼児から高齢者までのスポーツ愛好者	参加者数	8,700人	8,700人	8,700人	
19	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	総合型地域スポーツクラブ	文部科学省の推奨に基づき、生涯スポーツの普及、スポーツ人口の底辺拡大、様々なスポーツを通じての健康増進と体力の向上を図る「総合型地域スポーツクラブ」設立・支援を進める。	スポーツ振興課	全市民	クラブ数	9クラブ	9クラブ	9クラブ	
20	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	体育施設運営	体育施設を適切に管理し、誰もが気軽に利用できるように努める。	スポーツ振興課	全市民	施設利用者数	1,056,400人	1,066,900人	1,077,500人	

No.	分野	代表目標項目	事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標		備考	
								22年度	23年度		24年度
21	身体活動・運動	日常的に運動していない人を減らす	通所型介護予防事業	介護予防を目的とした教室(運動器の機能向上プログラム)をおこなう。	長寿社会課	要支援・要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者	介護予防サービスを利用した高齢者数	476人	680人	689人	運動器機能向上のみの目標値を取り扱っていないため、全体の目標とする。(実績については全体の数と運動器機能向上のプログラム参加者数を記載する)
22	身体活動・運動	日常生活の中で、運動を(身体を動かすことを)意識している人を増やす	運動体験出前教室 [再掲]	運動の経験のない市民グループに、運動の専門家を派遣し効果的な運動を体験することで運動するきっかけづくりとする。	健康づくり課	5人以上の市民グループ	開催箇所数	5カ所	7カ所	10カ所	
23	身体活動・運動	日常生活の中で、運動を(身体を動かすことを)意識している人を増やす	運動教室 [再掲]	運動の専門家が、自宅でもできる運動や、日常生活に取り入れられる動きを指導し、運動習慣のきっかけとすする教室。	医療保険課 健康づくり課	20～74歳の市民	参加者数	300人	300人	300人	教室名(平成22年度) ・運動体験コース ・簡単エクササイズ教室 ・無料エンジョイスポーツ教室 ・お手籠シェイプアップ教室
24	身体活動・運動	日常生活の中で、運動を(身体を動かすことを)意識している人を増やす	女性検診(乳がん・骨密度)報告会	女性検診報告会において骨粗鬆症を防ぐため、日常生活の中で骨への刺激運動を意識して実践するよう指導をおこなう。	健康づくり課	40～70歳の女性	受診者数	800人	900人	900人	
25	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	医師による心の健康講演会	市民対象の休養・心の健康についての専門医による講演会。	健康づくり課	全市民	参加者数	50人	60人	70人	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)						備考
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度 23年度 24年度	
26	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	女性検診(乳がん・骨密度)報告会 [再掲]	女性検診受診時の問診に心の健康に関する項目を入れ必要な方へは報告会で個別に対応。受診者への心の健康パンフレット配布。	健康づくり課	40～70歳の女性	受診者数	800人 900人 900人	
27	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	運動普及推進員養成講座	運動普及のボランティア養成講座のなかで「休養・睡眠・ストレッチ」について専門医による講義を実施。	健康づくり課	運動普及推進員養成講座の受講者	受講者数	60人 60人 60人	
28	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	更年期教室(魅力アップ教室)	心や体の不調を自覚しやすい女性の更年期年齢を中心にその前後期の方へ適切な情報提供をおこなう。	健康づくり課	更年期の女性	受講者数	30人 30人 30人	
29	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	心の健康対策事業	心の健康について理解を深めるための講演会・研修会。	障がい福祉課	全市民、保健・福祉・医療関係者	研修会参加者の理解度	85% 85% 85%	平成21年度講演会・研修会等の実績は、12回開催。参加者1,151人
30	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	妊婦相談 [再掲]	母子健康手帳の交付時に、助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士が妊娠・出産・子育てに関する相談に対応する。妊娠中の休養・心の健康について情報提供をおこなう。	子ども保健課	妊婦	母子健康手帳交付率	100% 100% 100%	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)							備考	
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	22年度	23年度		24年度
31	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	マタニティ学級 [再掲]	精神的にリラックスした状態で出産を迎えられるように、妊娠・分娩・育児について情報提供をおこなう。妊娠中の休養・心の健康について情報提供をおこなう。	子ども保健課	妊婦	参加率	60%	65%	70%	
32	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	フレバ学級 [再掲]	出産・育児を迎える母親を理解し、育児に参加できる力を養うことを目的とした教室。妊娠中の休養・心の健康について情報提供をおこなう。	子ども保健課	初めて父親になる市民	参加数	270人	270人	270人	
33	休養・こころの健康づくり	十分な睡眠をとっている人を増やす	4か月児健康診査	子どもの発達・発育を確認するために、身長・体重測定や診察などをおこない、保護者の相談に対応する。母の心の健康のアンケート調査実施し育児支援など実施する。	子ども保健課	4か月児およびその保護者	受診率	100%	100%	100%	平成21年度実績 99.7%
34	アルコール	飲酒経験のある子どもをなくす	未成年者の飲酒防止街頭キャンペーン	税務署、警察、酒販組合と協力して市の中心部でパンフレットやティッシュを配布して啓発する。	健康づくり課	市民	資料配布数	1,000人	1,000人	1,000人	
35	アルコール	飲酒経験のある子どもをなくす	学校における保健指導	各小・中学校において「アルコール(飲酒)の害」についての保健指導を実施し、飲酒をしないような態度を身につける。	学校教育課	各小・中学生	外部講師を招聘して、薬物乱用防止教室を開催している小・中学校の割合	90%	95%	98%	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)								
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度	23年度	24年度	備考
36	たばこ	喫煙経験のある子どもをなくす	禁煙健康教育	市内の中学校・高校等で、禁煙に関する健康教育をおこなう。	健康づくり課	中学生、高校生	事後アンケートの理解度	100%	100%	100%	
37	たばこ	喫煙経験のある子どもをなくす	学校における保健指導	各小・中学校において「たばこ(喫煙)の害」についての保健指導を実施し、喫煙をしないような態度を身につける。	学校教育課	各小・中学生	学級活動における禁煙教育実施時数(小5～中3の平均)	0.5	0.8	1.0	
38	たばこ	喫煙経験のある子どもをなくす	妊婦相談 [再掲]	母子健康手帳の交付時に、助産師・保健師・栄養士・歯科衛生士が妊娠・出産・子育てに関する相談に対応する。母の喫煙の害と分煙について情報提供をおこなう。	子ども保健課	妊婦	母子健康手帳交付率	100%	100%	100%	
39	たばこ	喫煙経験のある子どもをなくす	マタニティ学級 [再掲]	精神的にリラックスした状態で出産が迎えられるように、妊娠・分娩・育児について情報提供をおこなう。母の喫煙の害と分煙について情報提供をおこなう。	子ども保健課	妊婦	参加率	60%	65%	70%	
40	たばこ	喫煙経験のある子どもをなくす	プレパパ学級 [再掲]	出産・育児を迎える母親を理解し、育児に参加できる力を養うことを目的とした教室。父の分煙の重要性に関する説明と喫煙外来の紹介をおこなう。	子ども保健課	初めて父親になる市民	参加数	270人	270人	270人	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)						備考
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度 23年度 24年度	
41	たばこ	禁煙・分煙に取り組んでい る官公庁を増 やす	受動喫煙防止指針 の普及啓発 公共施設の禁煙分 煙調査	市の施設の禁煙分煙状況を把握 し対策未実施の施設に対しては、 指針に基づいて助言をおこなう ことにより市の公共施設の受動 喫煙防止対策の推進を図る。	健康づくり課	市の施設で禁 煙分煙対策の 取られていな い部署	対策のとれて いない部署へ 働きかけた数	20施設 10施設 10施設	
42	たばこ	禁煙・分煙に 取り組んでい る官公庁を増 やす	世界禁煙デー街頭 キャンペーン	世界禁煙デーにあわせて市の中 心部において受動喫煙の防止や 喫煙による健康被害等の正しい 知識の啓発をする。	健康づくり課	街頭キャンペ ーンで禁煙相 談コーナーを 利用した市民	禁煙相談数	43人 50人 50人	
43	歯の健康づくり	むし歯を持つ 子どもを減ら す	1歳6か月児健診お よび3歳児健診(フ ッ化物洗口剤処方 指示書の発行)	健診受診者に対し、フッ化物洗口 剤処方指示書の発行をおこなう。	子ども保健課 健康づくり課	1歳6か月児 および3歳児 (3歳6か月児 での呼び出 し)	発行人数	4,200人 4,300人 4,400人	
44	歯の健康づくり	むし歯を持つ 子どもを減ら す	2歳児経過歯科健 診	1歳6か月児での歯科健診で要経 過観察となった幼児の歯科健診 をおこなう。	子ども保健課 健康づくり課	1歳6か月児 での歯科健診 で要経過観察 となった幼児	受診率	30% 35% 40%	
45	歯の健康づくり	むし歯を持つ 子どもを減ら す	デンタルフエステ イバル	歯の衛生に関する正しい知識を 市民に対し普及啓発するイベン ト。歯の衛生週間(4日～10日)期 間の毎年6月の第1日曜日に開催 する。	健康づくり課	全市民	参加者数	2,000人 2,000人 2,000人	

No.	分野	代表目標項目	事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標		備考
								22年度	23年度	
46	歯の健康づくり	むし歯を持つ子どもを減らす	よい歯の表彰・子ども期歯科保健研修会	生涯を通じて主体的に歯および口腔の健康づくりに取り組むことができてくる園児・児童・生徒を育成するため、表彰・実践発表・講演会を開催する。	学校教育課 子ども保健課 健康づくり課	幼稚園・保育園(所)・小学校・中学校の教職員、歯科医、保護者、一般等	参加者数	380人	380人	380人
47	歯の健康づくり	むし歯を持つ子どもを減らす	育児等健康支援事業 (育児サークル・認可保育所・幼稚園におけるブラッシング指導)	講師派遣依頼を受けて、乳幼児への健康教育や、園児対象に染め出し(歯垢染色液)等によるブラッシング指導をおこなう。	子ども保健課 健康づくり課	幼稚園・保育園(所)の園児	開設回数	10回	10回	10回
48	歯の健康づくり	1年に1回歯科健診を受ける人を増やす	成人歯科健診	市内成人歯科健診(委託)・保健所内歯科健診・離島歯科健診をおこなう。	健康づくり課	20歳以上の市民	受診者数	1,220人	1,250人	1,280人
49	歯の健康づくり	1年に1回歯科健診を受ける人を増やす	お口の予防教室	40歳以上の市民を対象に2回コースで実施。1回目は歯科健診と歯科医師による講話。2回目は歯科衛生士によるブラッシング指導と健口体操の実践をおこなう。	健康づくり課	40歳以上の市民	開設回数	2回	2回	2回
50	歯の健康づくり	1年に1回歯科健診を受ける人を増やす	老人福祉施設における歯科健康教育・歯科健康相談	6月の「歯の衛生週間」および11月の「いい歯の日」にちなみ歯科に関する健康教育・健康相談をおこなう。	健康づくり課	60歳以上の市民	開設回数	10回	10回	10回

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)						備考
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度 23年度 24年度	
51	歯の健康づくり	1年に1回歯科健診を受ける人を増やす	デンタルフェスティバル [再掲]	歯の衛生に関する正しい知識を市民に対し普及啓発するイベント。歯の衛生週間(4日～10日)期間の毎年6月の第1日曜日開催する。	健康づくり課	全市民	参加者数	2,000人 2,000人 2,000人	
52	歯の健康づくり	1年に1回歯科健診を受ける人を増やす	マタニティ学級 [再掲]	精神的にリラクゼーションした状態で出産を迎えられるように、妊娠・分娩・育児について情報提供をおこなう。妊娠期および産後の歯・口腔の状態、生まれてくる子どもの口腔内の状況について情報提供をおこなう。	子ども保健課 健康づくり課	妊婦	参加率	60% 65% 70%	
53	疾病予防	特定健康診査を受ける人を増やす	特定健康診査の集団健診と保健所および市レントゲンによる肺がん検診との同時実施	合併地域を含めた集団健診時に市レントゲン検診(肺がん)を同時にできる健診地区を可能な限り増やして実施する。	医療保険課	40～74歳の佐保市国民健康保険加入者	特定健診および肺がん検診との同時実施回数	48カ所 55カ所 60カ所	
54	疾病予防	特定健康診査を受ける人を増やす	離島3地区における集団健診	宇久、黒島、高島地区において総合健診として特定健診の集団健診を実施する。	医療保険課	40～74歳の佐保市国民健康保険加入者	離島での受診者数	600人 700人 800人	
55	疾病予防	特定健康診査を受ける人を増やす	健康教育	広報誌などによる受診勧奨のほか、町内会、婦人会などを通じて、健診のPRをおこなう。	医療保険課	40～74歳の佐保市国民健康保険加入者	参加者数	2,500人 3,000人 3,500人	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)						備考
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度 23年度 24年度	
56	疾病予防	がん検診を増やける人を増やす	市内周辺地域集団がん検診	合併地域を含む周辺地区での各種がん集団検診を実施し受診者を増やす。	健康づくり課	市内周辺地域の市民	周辺地区集団がん検診受診者数	2,000人 3,000人 4,000人	
57	疾病予防	がん検診を増やける人を増やす	離島3地域における総合がん検診	宇久・黒島・高島地区において総合がん検診。	健康づくり課	宇久・高島・黒島の市民	離島3地区がん検診受診者数	2,000人 2,100人 2,200人	
58	疾病予防	がん検診を増やける人を増やす	保健所および市しんとゲン車巡回による肺がん検診	肺がん検診単独実施に加えて、特定健診と同時実施をする。	健康づくり課	特定健診を受診する市民および肺がん検診をうける市民	保健所・市健診車の肺がん検診受診者数	3,000人 3,500人 4,000人	
59	疾病予防	がん検診を増やける人を増やす	乳がん休日検診	休日にマンモグラフィ撮影と視触診を同時に実施し、平日に受診しにくい人の受診を促す。	健康づくり課	就労その他で平日に検診を受けにくい市民	受診者数	180人 180人 180人	中央保健福祉センターにおける受診者数
60	疾病予防	がん検診を増やける人を増やす	女性特有のがん検診推進事業(子宮がん)	20、25、30、35、40歳の方へ子宮がん検診無料クーポン券を送付し受診を促す。	健康づくり課	各年度の子宮頸がん検診無料クーポン券対象者	対象年齢の子宮がん検診受診率	35% 40% 45%	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)							備考	
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標 22年度	23年度		24年度
61	疾病予防	がん検診を受ける人を増やす	女性特有のがん検診推進事業(乳がん)	40、45、50、55、60歳の方へ乳がん検診無料クーポン券を送付し受診を促す。	健康づくり課	各年度の乳がん無料クーポン対象者	対象年齢の乳がん検診受診率	30%	35%	40%	
62	疾病予防	がん検診を受ける人を増やす	女性検診(乳がん+骨密度)	月2回、中央保健福祉センターにおいて乳がん検診と骨密度測定をセットで受診できるようにして受診を促す。	健康づくり課	40～70歳の女性	受診者数	800人	900人	900人	
63	疾病予防	がん検診を受ける人を増やす	4か月児健康診査[再掲]	子どもの発達・発育を確認するために、身長・体重測定や診察などをおこない、保護者の相談に対応する。母の体の健康として、乳がん・子宮がん検診受診勧奨をおこなう。	子ども保健課	4か月児およびその保護者	受診率	100%	100%	100%	平成21年度実績 99.7%
64	疾病予防	がん検診を受ける人を増やす	10か月児歯科育児相談[再掲]	乳歯の萌出時期に歯科保健を中心とした情報提供をおこない、相談に対応する。母の体の健康として、乳がん・子宮がん検診受診勧奨をおこなう。	子ども保健課	10か月児およびその保護者	受診率	82.5%	83%	83.5%	
65	疾病予防	がん検診を受ける人を増やす	1歳6か月児健診[再掲]	乳児期から幼児期への移行期に身体・精神の発達発育をチェックする。母の体の健康として、乳がん・子宮がん検診受診勧奨をおこなう。	子ども保健課	1歳6か月児およびその保護者	受診率	96%	96.5%	97%	

No.	分野	代表目標項目	具体的な取り組み(実施計画)							備考	
			事業名	事業内容	担当部署	対象者	指標名	実施目標			
								22年度	23年度	24年度	
66	疾病予防	がん検診を受ける人を増やす	3歳児健診 [再掲]	3歳児に身体および精神発達の両面から総合的な健診を実施し、適切な医療への結び付けや生活指導をおこなう。母の体の健康として、乳がん・子宮がん検診受診勧奨をおこなう。	子ども保健課	3歳児およびその保護者	受診率	90.5%	91%	91.5%	

けんこうシップさせぼ21推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民の健康づくり運動としての「けんこうシップさせぼ21」計画の具体的推進と進捗状況管理を目的として「けんこうシップさせぼ21推進会議」(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「けんこうシップさせぼ21」の推進を図るための具体的な計画の立案に関する事。
- (2) 「けんこうシップさせぼ21」の進捗状況に対する管理に関する事。
- (3) その他、「けんこうシップさせぼ21」の推進に関する事。

(構成)

第3条 推進会議委員(以下「委員」という。)は20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 関係団体から選出された者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他健康づくりに関わる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会議を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 「けんこうシップさせぼ21」の推進に関する特別の事項を調査審議するため、会長は、推進会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を推進会議に報告する。
- 5 専門部会の委員の任期は、推進会議の委員の任期と同じ期間とする。
- 6 前条の規定は、専門部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課で所管する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成14年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

けんこうシップさせぼ21推進会議 委員名簿(平成22年11月10日現在)

	分類	推薦団体	役職名	委員氏名 (敬称略)	備考
1	学識経験者	長崎国際大学	教授 健康管理学部長	矢野 捷介	会長
2	学識経験者	長崎県立大学	教授	西村 千尋	
3	学識経験者	長崎大学	講師	福田 英輝	
4	専門家 (医療関係)	佐世保市医師会	理事	横山 一章	
5	専門家 (医療関係)	佐世保市歯科医師会	専務理事	外尾 剛彦	
6	専門家 (医療関係)	佐世保市薬剤師会	常務理事	松永 一仁	
7	専門家 (運動関係)	日本健康運動指導士会 長崎県支部	佐世保担当理事	下村 雅樹	
8	保護者代表	佐世保市PTA連合会	副会長	犬塚 武志	
9	市民連携	佐世保市連合町内連絡協議会	副会長	橋山 良男	副会長
10	市民連携	佐世保市老人クラブ連合会	副会長	坂本 弘之	
11	健康づくりの ボランティア	佐世保市食生活改善推進協議会	会長	川又 静	
12	健康づくりの ボランティア	佐世保市運動普及推進協議会	副会長	碓田 静也	
13	公募委員	公募委員	主婦	城島 久仁子	
14	公募委員	公募委員	主婦	上松 美子	
15	行政	佐世保市子ども未来部 子ども保健課	子ども保健課長	橋口 洋子	
16	行政	佐世保市教育委員会 学校教育課	教育委員会次長 兼学校教育課長	中島 正大	

地域・職域連携推進専門部会 委員名簿(平成22年11月10日現在)

	分類	推薦団体	役職名	委員氏名 (敬称略)	備考
1	学識経験者	長崎県立大学	教授	西村 千尋	部会長
2	専門家 (医療関係)	佐世保市医師会	地域産業保健センター・ 自賠責担当理事	大里 裕治	
3	専門家 (医療関係)	佐世保市歯科医師会	地域歯科保健担当理事	渡邊 吉郎	
4	専門家 (医療関係)	佐世保市薬剤師会	常務理事	松永 一仁	
5	職域代表	佐世保市北部商工会	佐世保市北部商工会女性 部副部長	森田 敏子	
6	労働基準監督 行政機関	佐世保労働基準監督署	署長	永川 滋	
7	保険者代表	全国健康保険協会長崎支部	保健指導保健師	大石 博美	

「けんこうシップさせぼ21」見直し版

平成22年12月

編集・発行 佐世保市保健福祉部健康づくり課
〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号
(中央保健福祉センター5階)
TEL : 0956-24-1111(代表)

